

## 第17回

## 年金と税制

本連載では、年金制度の現状、課題と将来像について、制度の理念や根底の考え方に立ち戻りつつ、わかりやすく説明し、皆さんと一緒に考えていきます。

今回は、年金給付に対する所得課税の仕組みを説明した上で、かねてから指摘のある課題として、65歳以上の高齢者において、老齢年金は課税対象である一方、遺族厚生年金が非課税であることにより生じている課題について解説します。

### 1 老齢年金は課税で、 障害・遺族年金は非課税

社会保障給付は、所得税・住民税や社会保険料の対象とならないのが一般的であり、公租公課の禁止と呼ばれます。公的年金給付も、国民年金法第25条と厚生年金保険法第41条で規定されています。年金給付は、受給権者の生活安定の資にされなければならず、支給を受けた金銭が租税などの課税対象となると、給付を行った意味が減殺されるためです。

ただし、例外的に老齢年金は課税対象とされています。これは、①いづれ訪れる老齢への備えとして、保険料納付実績に比例した給付であること、②このため、一種の貯蓄的な性格や給与の後払い的な性格を有していること、③被保険者として納付した保険料は、社会保険料控除として、拠出段階ですでに課税上の恩恵を受けていることなどを総合的に勘案した

ものとされています。

障害年金と遺族年金は、あらかじめ発生を予測できないリスクに対応して給付を行うものであり、社会保障給付の一般的な取扱いと同等に、非課税とされています。

### 2 公的年金は、公的年金等控除の対象

所得税の仕組みは、所得の種類ごとに「収入金額」から、必要経費や給与所得控除などを差し引いて「所得金額」を計算します。その合計額から、基礎控除や扶養控除などの「所得控除額」を差し引いて「課税所得金額」を計算し、これに「所得税の税率」を乗じて、「所得税額」を計算します。

公的年金等の収入は、雑所得に区分され、公的年金等控除額を差し引いて、所得金額を計算します。公的年金等控除の額は、定額控除40万円と、定率控除(50万円を差し引いた後の年金収入の額に応じて、25%、15%、5%と段階的に減少)を合計し、この合計額と最低保障額(65歳以上は110万円、65歳未満は60万円)の大きい方の額になります。

公的年金等控除は、基礎年金、厚生年金、厚生年金基金、国民年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金(企業型・個人型DCo)等が対象です。

老齢年金は課税対象ですが、一定額以下の場合は、非課税です。所得税についてみると、単身者では、公的年金等控除の最低保障額

110万円と、基礎控除48万円に、支払った医療保険料、介護保険料等の社会保険料控除を加えた額が所得控除されますから、年金収入が158万円に社会保険料の額を加えた額以下の場合、課税所得金額0円となるので、所得税は非課税です。寡婦控除27万円や、配偶者控除38万円(配偶者が70歳以上の場合48万円)の対象となる人は、これが加わります。

また、住民税についてみると、公的年金等控除(最低保障額110万円)を差し引いた額が、均等割非課税基準以下の場合、非課税です。非課税基準は自治体により異なり、東京23区や指定都市などでは、単身者45万円、夫婦2人世帯101万円、寡婦135万円です。年金収入が単身者では155万円、夫婦2人世帯では211万円、寡婦の場合は245万円まで住民税非課税です。

年金に所得税がかかる場合は、日本年金機構は、年金支給額から所得税を源泉徴収して、国に納付します。これは、給与を支払った企業が、給与から所得税を源泉徴収することと同じです。公的年金等以外の所得が20万円を超える人や、公的年金等の収入が400万円を超える人は、翌年3月の確定申告を行う義務があります。

また、年金機構から市町村へ公的年金の支払報告書が提出され、市町村では、企業からの給与の支払報告書や確定申告の情報を含めて所得情報を集約して、住民税額を計算



## 高橋 俊之

日本総合研究所特任研究員  
(元厚生労働省年金局長)

し、納税義務者に通知します。

年金から、住民税や、介護保険料、後期高齢者保険料、国民健康保険料の特別徴収を行う仕組みもあります。これは、市町村からの依頼に基づき、公的年金の額から徴収されるもので、一定額以上の年金額を受給していることなどの条件があります。

### 3 高齢者の遺族厚生年金の非課税は、見直しの必要が指摘されている

平成25年8月の「社会保障制度改革国民会議報告書」でも指摘されている論点として、老齢年金は課税ですが、遺族年金等は非課税であるため、とりわけ、高齢の年金生活者が、配偶者を亡くして遺族厚生年金を受給している場合、遺族厚生年金が非課税年金であるため、所得に算入されず、十分な年金がある場合でも、低所得者対策の基準に該当しやすくなっているという課題があります。

「全世代型社会保障」の考え方に基づいて、高齢者を含め、収入のある人には、能力に応じた負担をしていただくことで、現役世代の負担上昇を抑えることが必要です。

また、平成6年と平成16年の制度改正により、自分の老齢厚生年金が少ない場合に遺族厚生年金で補完する併給調整の仕組みとなり、両者の一体性が増しています。これを細かく説明すると、配偶者を亡くした高齢者の場合、自らの老齢厚生年金が優先して全額支給されま

す。その上で、A(死亡した配偶者の老齢厚生年金の4分の3)と、B(死亡した配偶者の老齢厚生年金の2分の1と自らの老齢厚生年金の2分の1を合計した額)を比較して、高い方の額が遺族厚生年金の額となり、これが自らの老齢厚生年金の額より高い場合に、差額が遺族厚生年金として支給される仕組みです。

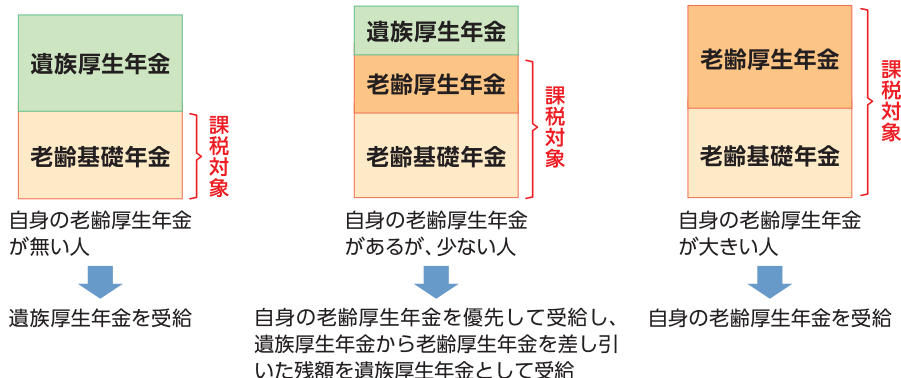
老齢年金は課税である一方、遺族厚生年金は非課税であるため、年金で暮らす高齢者の間で、同額の年金収入でも、税や保険料の負担が異なる不公平が生じています。医療保険や介護保険では、市町村民税が非課税の世帯では、保険料や自己負担の軽減が大きくなっており、低所得者向けの給付金が行われる場合もあります。

私は、65歳以上の高齢者に対する遺族厚生年金については、①65歳以上の高齢者の所得保障の制度として、併給方法などで老齢年金との一体性が高いこと、②公平性の観点から老齢年金と課税上の取扱いをそろえる必要性が高いこと、③リスクの予期可能性、納付実績と給付の連関性、給付の一定額保障の程度の観点からみて、老齢年金と性質が近いことから、老齢年金と同様に、

### 65歳以上の遺族厚生年金と老齢年金の関係と課税対象

65歳以上の人の遺族厚生年金は、自らの老齢厚生年金と、以下の方法で併給調整される

- ① 自らの老齢厚生年金は全額支給 → 課税対象
- ② 次のAとBの額を比較して、高い方の額が遺族厚生年金の額となり、これが①より高い場合に、  
①との差額が遺族厚生年金として支給される → 非課税  
A. 死亡した配偶者の老齢厚生年金の4分の3  
B. 死亡した配偶者の老齢厚生年金の2分の1と自らの老齢厚生年金の2分の1を合計した額



公租公課禁止の対象から除くことが必要と考えます。なお、障害年金、遺族基礎年金、65歳未満の遺族厚生年金は、そのような事情がないので、非課税を継続すべきと思います。  
現時点では、見直しの議論は具体化していませんが、かねてから指摘のある論点です。

【筆者の新刊書籍「年金制度の理念と構造」(社会保険研究所)と、日本総研の筆者のページ(「日本総合研究所 高橋俊之」でWeb検索)もご覧下さい。】